

# 特定情報による権利侵害と 非特定情報による権利侵害

---

英知法律事務所  
弁護士 森 亮二

# プライバシー侵害に関する裁判例⇒特定性必要

## ◆ 防衛庁文書開示請求者リスト事件 (新潟地判平成18年5月11日)

防衛庁に対して行政文書開示請求を行った者のリストを防衛庁職員が作成して防衛庁内に配布した事案

### 判決

- リストの作成等により原告のプライバシーが侵害されたというためには、そのリストに記載された原告に関する個人情報個人識別性を有することが必要である。
- 個人識別性なし。したがってプライバシー侵害もなし。

## ◆ 共同通信社北朝鮮スパイ報道事件 (東京地判平成6年4月12日)

名誉毀損との関係で詳細に特定性の要否を検討して、名誉毀損が成立するために必要な特定性の基準を示す。しかしプライバシーについては特に検討することなく↓

### 判決

「記事1については、匿名性が認められる以上、名誉毀損のみならず、プライバシーの侵害についても、成立する余地がない」

# プライバシー侵害に関する裁判例⇒特定性必要

## ◆ 政党機関紙購読アンケート事件(横浜地裁川崎支部判決平成21年1月27日)

市議が市の職員に対して政党機関紙の購入を勧誘しているのではないかが問題に。そこで市が職員に対して、関連するアンケートを実施。アンケート実施自体がプライバシーの侵害であるとして市が提訴された。

### 判決

- 2つのアンケート回収方法のいずれによっても回答者の特定は困難。現実に特定が行われた証拠もない、
- 原告らの回答内容や回答の有無について、市や管理職が関心を抱いたり、把握しようとした事情もない。
- よって回答しない原告との関係では、情報の収集等がなく、回答した原告との関係でも特定性がないので権利侵害なし。

## ◆ 長良川リンチ殺人報道事件(最判平成15年3月14日)

実名類似の仮名を使用して犯行態様や少年の経歴を記載した週刊誌の記事が、名誉毀損・プライバシー侵害にあたるかが争われた事件

### 判決

- 名誉毀損・プライバシー侵害を認めた原審を破棄・差し戻した
- 理由において、少年と面識があるなどする者は、本件記事が少年に関するものであることを推知することが可能であり、したがって、名誉毀損・プライバシー侵害を認めた原審はその限りでは是認できる、とした。(推知可能(特定可能)⇒プライバシー侵害)<sup>3</sup>

# プライバシー侵害に関する裁判例⇒特定性必要

---

ご参考

## 少年法61条

**家庭裁判所の審判に付された少年**又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、**氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真**を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

# 情報公開法・条例⇒特定性不要

## 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条1号

### 第5条(行政文書の開示義務)

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は**特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。**

具体的には、

- 無記名の個人の著作物のように個人の財産権を害する情報
- カルテ、反省文のように、個人の人格と密接に関係する情報
  - ☛ 個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適当でないから。

# 情報公開法・条例⇒特定性不要

都道府県において同種の(まったく同じ)規定を有する情報公開条例が制定されており、そのこととの関係で、情報公開請求の可否をめぐる多くの裁判例がある。



## ◆神戸地判平成22年9月14日

兵庫県の情報公開条例には、まったく同じ規定がある。県が非公開とした処分の取消しを請求者が求めた事案。



## 判決

- 個人の人格と密接に関わる情報については、当該個人のみが情報の流通をコントロールしてしかるべきである
- 以下については、個人識別性がなくとも公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものにあたる
  - ① 体罰を行った加害教員の反省・謝罪
  - ② 被害児童の保護者の発言のうち的心情の吐露等を示す情報
  - ③ 被害児童生徒の体罰後の心身の状況

# プライバシー侵害事例と情報公開法は矛盾？

---

- プライバシー侵害の事案において、特定性の有無が権利侵害の程度に大きく影響することは明らか。



- 常識的には、「誰の情報か分からなければプライバシー侵害は生じない」といってよく、裁判例はこのレベルの話。



- それではどんな場合でも識別性がない限りプライバシー侵害は生じないのか？



- 例外的に、カルテや反省文のように、「個人の人格と密接に関係する情報」については、たとえ識別性がなくとも、当該個人にその流通をコントロールさせるべき。この例外に関するルールが情報公開法。

ご清聴ありがとうございました

---